

リーディング企業成長支援補助金

募集要項

長崎市 経済産業部
新産業推進課

1. 事業の目的

物価高騰等の影響により厳しい事業環境が続くなか、本市ものづくりにおいて、今後、成長が見込まれる分野（洋上風力、水素・アンモニア、船舶、航空機関連分野）の産業集積を図るとともに、地域経済を牽引する市内中核企業の更なる成長につながる取組みを支援することで、地元調達の拡大など地域経済の好循環を図ります。

2. 補助対象事業及び補助対象者

(1) 補助対象事業について

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市ものづくりにおいて、今後、成長が見込まれる分野における次のアからウまでのいずれかの事業に該当し、市内において実施し、原則、令和7年1月末日までに完了する事業であるものとする。（事業の併用は不可）

ア 事業拡大支援事業

新規受注の獲得及び受注拡大に向けた設備投資を行うなど、事業拡大の取組みに資する事業

イ 生産性向上支援事業

生産性向上を図ることを目的に、デジタル化、高度化、省力化及び効率化などに向けた取組みに資する事業

ウ 新製品・新サービス開発支援事業

売上拡大を図ることを目的に、付加価値の高い新製品の研究開発及び新たなサービスの提供に向けた研究開発の取組みに資する事業

補助対象事業	補助対象者
ア 事業拡大（設備投資）支援	市内ものづくり企業 （製造業・設備工事業・機械設計業）
イ 生産性向上支援	
ウ 新製品・サービス開発支援	

(2) 補助対象者の要件について

補助対象者の要件は、次の①～⑥を全て満たす事業者であること。

- ① 市内に本社又は工場を有し、3年以上継続して同一事業を営んでいる市内事業者であること。
- ② 製造業、機械設計業（技術サービス業）、又は設備工事業を営んでいる事業者であること。
- ③ 自社の成長に向けた経営計画であると認められる事業者であり、かつ、**事業完了3年以内に一定の地元調達率または地元調達額の拡大が見込めること。**
- ④ 当該事業において、長崎市企業立地奨励金を受ける予定がないこと。
- ⑤ 地域未来牽引企業として経済産業省から選定された事業者、地域経済牽引事業計画について長崎県の承認を受けた事業者、又は下記の評価項目において、評価点の合計が12点以上あり、市内事業所における売上額、従業員数、域外販売率の評価項目において2点以上あり、かつ長崎市が成長性の高いと認める事業者であること

【評価項目】

1 売上高		2 従業員数		3 域外販売比率		4 地元調達率	
評価基準	評価点	評価基準	評価点	評価基準	評価点	評価基準	評価点
100億円以上	6点	300人以上	6点	60%以上	6点	35%以上	6点
50億円以上	5点	200人以上	5点	50%以上	5点	30%以上	5点
20億円以上	4点	100人以上	4点	40%以上	4点	20%以上	4点
15億円以上	3点	70人以上	3点	30%以上	3点	15%以上	3点
10億円以上	2点	50人以上	2点	20%以上	2点	10%以上	2点
5億円以上	1点	30人以上	1点	10%以上	1点	5%以上	1点

- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

3. 補助対象経費等

(1) 補助対象経費について

物価高騰等の厳しい事業環境のなか、事業拡大、生産性向上、新製品・サービス開発など更なる成長に向けて実施する取組みに直接必要な経費が補助対象経費です。具体的な経費の内容は4ページの「補助対象経費一覧」をご参照ください。

※ 補助対象経費については、原則として交付決定日から令和7年1月31日までに、発注、納入、検収、支払等の手続を完了する必要があります。

※ 事業内容の必要性・緊急性に鑑み、交付決定日以前に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合があります。（詳細は「6. 事業実施期間」参照）

(2) 補助対象分野について（4分野）

- ① 洋上風力関連
- ② 水素・アンモニア関連
- ③ 船舶関連
- ④ 航空機関連

(3) 事業計画の要件について

補助対象事業ごとに、以下の要件を満たす計画を作成し、所定の様式により市に提出してください。

ア 事業拡大（設備投資）支援事業

- (7) 補助事業完了後、3年間で一定の地元調達率の向上又は地元調達額の拡大が見込まれる計画であること

※様式2号（6 域内企業からの調達拡大計画）とは別に具体的な調達計画（品名、調達額、候補となる地元企業など）提出を求める場合があります。（任意の様式）

- (i) 原則、令和7年1月末までに事業が完了する計画であること

イ 生産性向上、新製品・サービス開発支援事業

- (7) 取組内容に一定の成果が見込まれると認められる計画であること

- (i) 原則、令和7年1月末までに事業が完了する計画であること

【補助対象経費一覧】

補助対象経費は、事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限ります。

区分	補助対象経費	備考
事業拡大支援事業	設備投資費	<p>○建物取得に要する経費（地方税法第341条に規定する固定資産のうち、当該事業の用に供するものの取得価格の合計額）及び附帯工事等に要する経費</p> <p>○生産ラインの変更・改修等に要する経費</p> <p>○施設の小規模改修に要する経費</p> <p>○機械装置・備品・工具・器具等の購入・製作・改修・改造・機能向上に要する経費（搬入・設置に要する経費を含む）</p> <p>○ソフトウェア・情報システム等の購入・構築・改修・借用に要する経費</p>
		<p>（以下は補助対象外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得に要する経費 ・1件あたりの取得価格が30万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）未満のもの ・生産活動、販売活動、サービスの提供及び業務効率化の取組みに直接利用されない機械設備等 ・中古品又はリース契約に基づくもの ・太陽光発電関連設備及びその設置に要する経費

生産性向上支援事業 新製品・新サービス開発支援事業	旅費	○研修の受講に要する経費に限る。
	謝金	○研修等の講師等に対する謝金に限る。
	受講料等	○研修の受講料、教材費、受験料及び資格登録料に要する経費に限る。
	消耗品費	○事業の実施に直接必要な資材、部品若しくは消耗品の製作又は購入に要する経費に限る。
	設備投資費	○建物取得に要する経費（地方税法第 341 条に規定する固定資産のうち、当該事業の用に供するものの取得価格の合計額）及び 附帯工事等に要する経費 ○生産ラインの変更・改修等に要する経費 ○施設の小規模改修に要する経費 ○機械装置・備品・工具・器具等の購入・製作・改修・改造・機能向上に要する経費（搬入・設置に要する経費を含む） ○ソフトウェア・情報システム等の購入・構築・改修・借用に要する経費
		（以下は補助対象外） ・土地取得に要する経費 ・1件あたりの取得価格が30万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）未満のもの ・生産活動、販売活動、サービスの提供及び業務効率化の取組みに直接利用されない機械設備等 ・中古品又はリース契約に基づくもの ・太陽光発電関連設備及びその設置に要する経費
	使用料又は賃借料	○会場又は機械設備等の使用または借上げに要する経費に限る
	委託料	○補助対象者が、直接実施することができない又は適当でないものについて、他の事業者への外部発注に要する経費に限る。
	役務費	○事業の実施に直接必要な経費に限る。
共同研究費	○事業の実施に直接必要となる契約、協定等に基づき負担する経費に限る。	

○経費の支払について

支払の事実を確認するため、実績報告時に見積書、契約書（注文書及び請書）、納品書、請求書、銀行振込控、領収書等の証拠書類の写しを提出する必要があります。

支払方法は、金融機関からの振込を原則とし、領収書等により確認ができる場合は、現金払も可とします。

○留意事項

以下の経費は、補助対象になりません。

- ・ 補助事業期間中の販売を目的とした製品等の生産に係る原材料費
- ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券等の金券、収入印紙等
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・ 土地の取得経費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 振込等手数料（代引手数料を含む）、キャンセルに係る取引手数料等
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・ 各種保険料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 補助金事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・送付に係る費用
- ・ 補助対象事業に直接関係のない経費
- ・ 領収書等の必要な経理書類を用意できないもの
- ・ 自社内部の取引によるもの
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

4. 補助率

補助率については、下記の表のとおりとする。

区分	補助率
事業拡大支援事業	投下固定資産額（土地を除く）の10%以内
生産性向上支援事業	補助対象経費の3分の2以内
新製品・新サービス開発支援事業	

※補助金額に端数がある場合は、1,000円未満は切り捨てを行います。

5. 補助上限額

区分	事業完了後2年以内における新規正社員の増加人数	補助限度額
事業拡大支援事業	0人	1,000万円
	1人～2人	1,500万円
	3人～5人	2,500万円
	6人～10人	5,000万円
	11人～15人	7,500万円
	16人以上	1億円
生産性向上支援事業		1,000万円
新製品・新サービス開発支援事業		

6. 事業実施期間

原則として、交付決定日後から令和7年1月末までとします。

(1) 事前着手の特例

補助対象事業は、原則として交付決定日以降に着手しなければなりません。事業の必要性や緊急性の観点からやむをえない場合には、交付申請書と併せて事前着手届出書を提出することで、申請日以降に発生した経費についても補助対象経費とすることができます。

(2) 事業完了期限の特例

事業内容や投資規模など、やむを得ず令和7年1月末までに事業を完了することができないことが明らかである場合には、事業完了期限を令和7年2月末までとする申請も認める場合があります。

7. 申請手続き等

(1) 交付申請書類提出先（郵送可）

〒850-8685 長崎市魚の町4-1

長崎市 経済産業部 新産業推進課 誘致ものづくり支援係

※ 同一事業者が「事業拡大（設備投資）支援」と「生産性向上・新製品・サービス開発支援」の両方に申請することができません。

(2) 事前相談

交付申請書作成等についての事前相談を希望される場合は、原則として電話又はメールでのご相談をお願いします。

【お問い合わせ先】

長崎市 経済産業部 新産業推進課 誘致ものづくり支援係（担当：高比良）

TEL：095（829）1273

メール：takahira_itaru@city.nagasaki.lg.jp

(3) 申請受付期限 令和6年7月31日

(4) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助事業計画書（様式第2号）
- ③ 市税に未納がないことを証明する完納証明書
- ④ 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税に未納税額のないことを証明する納税証明書
- ⑥ 営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（直近2年の決算）
- ⑦ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人のみ）
- ⑧ 暴力団の排除等に関する誓約書（様式第3号）

※ ⑤の営業報告書又は事業報告書は、作成したものがなければ、事業内容等がわかる会社案内パンフレット等でも可です。

※ 以上のほか、必要に応じて追加資料等の提出をお願いすることがあります。

(5) 提出部数 1部

※ 書類は、原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所クリップ止めしてください。

(ホッチキス止めは不可)

※ 提出書類に不備等がある場合は審査の対象となりませんので、すべての項目にもれなくご記入ください。

※ ご提出いただいた書類は、原則返却いたしません。

(6) 審査方法

提出書類について、評価委員の意見を聞いたうえで、予算の範囲内で採否を決定します。審査の経過は公表いたしません。

審査結果後、採択の場合は、交付決定書を通知します。不採択の場合は、不採択決定を通知します。

8. 公募のスケジュール

公募開始 令和6年3月12日(火)～

採択審査 随時

交付決定 審査決定後1週間以内

9. その他

(1) 実績報告

事業の完了した日から30日を経過した日又は事業の完了した日の属する年度の2月15日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。

(2) 事業成果等の確認

事業完了後3年間の事業成果等の調査を行います。

事業成果等に関する市の調査に応じていただくことが採択の条件となりますので、あらかじめご承知おきください。

(3) 市補助事業の経理

市補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 財産の管理等

補助事業により取得した施設、設備、その他の財産については、補助事業が完了した後も、管理台帳を備えて管理しなければなりません。

また、法定耐用年数等に定められている期間は、他用途への転用、貸付、譲渡などの財産の処分に制限があります。この期間内に財産を処分する場合は、補助金の全部又は一部を市に返納する必要があることがあります。